

## 山村 尚

通告に従い、二つの一般質問を行います。

一つ目は、次世代を担う青少年の育成について、二つ目は、地域福祉についてです。

まずは、次世代を担う青少年の育成について。

龍ヶ崎市みらい創造ビジョンfor2030では、青少年の健全育成を目的に、青少年の自発的な活動と交流の場を創出し、若者世代の活躍を支援すると施策の一つに述べています。

一方、青少年育成龍ヶ崎市民会議が育成の担い手となり、健全な育成事業を実施する団体として昭和53年に設立されましたが、馴染育成会が今年度末をもって解散するとのことで、掲げられた創造ビジョンに相反する事態となっています。

青少年の健全育成とは、青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性、社会性や正義感、倫理観を持った豊かな人間性を育むため、体験活動や有害環境対策等を推進することで健全育成を図るとされています。

今回の質問では、その中でも特に自主性を持った人間性を育むための体験活動に焦点を当て、当市でその育成ができているのか、これについて質問させていただきます。

それでは、最初の質問です。

その前に、青少年とは何歳までを指すのか、茨城県の青少年健全育成等に関する条例の中で、その年齢は18歳に達するまでとしており、以降、青少年の定義とします。

それでは、最初の質問です。

当市で義務教育を終えた青少年の活動推進に関わる条例・計画にどのようなものがあるのかお聞かせください。

次の質問からは質問席にて行います。

## 中村兼次教育部長

青少年の活動推進に関わる条例や計画につきましては、最上位計画であります龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030におきまして、若者世代の活躍支援と定住促進の施策の中で、青少年の健全育成を発展し青少年が地域社会において多くの人と触れ合いながら様々な活動、交流ができるよう社会参加を促進していきますとその方向性について示されております。

また、第2次龍ヶ崎市教育プランでは、子どもたちの健全育成の分野におきまして、基本方針といたしまして、地域の絆を深め子どもたちが健全に育つ環境の整備を掲げ、青少年センターの充実と子どもの交流活動の促進に取り組むものとしているところです。

こうしたビジョンやプランの中で施策として掲げられておりまして、ある程度の方向性について示されているところです。

## 山村 尚

最上位計画 龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030を見ると、青少年育成に関す

る施策、方向性に関連する計画は、教育プランとなっています。つまり、義務教育までの活動、育成計画はあるが、義務教育を終えた青少年の活動、育成に関する計画は示されていないということになります。県の条例や計画にもそれはないと伺っております。

一方、当市では、高校生の起業家育成として、高校生がトレーディングカードゲームのキャラクターを制作して、作られたカードをふるさと納税の返礼品にする取組が行われました。成果が形となって、それが青少年の育成、当市のためともなり、とてもよい試みかと感じます。

次世代を担う青少年の育成について、現在、様々な試みが図られ、行われている段階かと思いますが、今後どのように育成し、その効果を市にどのように結びつけるのか、具体的な計画を立て進めていっていただきたいと考えます。

続いての質問です。

では、その青少年、18歳に達するまでの若者を指しますが、青少年の育成に関わる担当職員の配置状況をお聞かせください。

### 中村兼次教育部長

青少年育成に関しまして、現在は教育委員会の文化・生涯学習課、学校地域連携グループに青少年の健全育成に関することを所管させ、グループリーダーを含めまして3名の職員で業務を担っているところです。

### 山村 尚

担当職員が3名いらっしゃるということで、担当課は教育を所管する部署に属するため小・中学生は対象となりますが、義務教育を終えた青少年に関する育成の所管も当該部署なのか、3名で充足しているのか、とても疑問です。

先ほど触れたキャラクター制作による起業家育成の試みは、青少年育成を所管する部署とは別の部署で行っており、その内容はとてもよいものだと思いますが、青少年育成の所管部署と連携が取れているのか、また、育成全般の計画をつくり、その計画の基、進められるべきではないのか。青少年の育成に関してPDCAを担う部署が明確となるよう、あるいは今後、当市の持つ様々な課題解決に青少年の力を借りるのであれば、育成も絡めた専門部署の立ち上げなど検討が必要と考えます。

続いての質問です。

現在、青少年の育成計画はないとのことでしたが、では、育成に関して行われている事業があればお聞かせください。

### 中村兼次教育部長

青少年育成に関する事業及びその内容についてであります。令和4年度から子ども健全育成事業の一環といたしまして青少年リーダー育成推進事業を実施しているところです。

この事業は、小学生を対象といたしまして、夏休みの期間中、非日常空間におきまして同世代の子どもたちと交流を深めながら、様々な体験活動を通じて自分自身と向き合うことで、新たな自分を発見し、リーダーシップの醸成を図ること

を目的に実施をしており、青少年育成に寄与しているものと考えているところです。

次に、青少年の非行を未然に防止するための取組といたしまして、青少年関係団体等とも連携をして、非行防止の啓発活動等を行っているところです。

さらに、青少年育成龍ヶ崎市民会議及び龍ヶ崎分区保護司会、龍ヶ崎市子ども会育成連合会等の青少年関係団体には、活動支援を目的として補助金等の交付も行っているところです。

## 山村 尚

事業には、活動団体、組織に補助金を出しているものと委託している部門の2種類があり、委託している事業として青少年リーダー育成推進が行われているとのことでした。

日常生活で経験できないことを体験するということは、人の成長につながるものです。野沢温泉村キャンプ探検学習の委託先業者ですか、ここは人の成長を目的としたイベント企画を行っている事業者であり、実績もあるとヒアリングの際に伺ったので、これに関して特に意見はございません。しかし、この経験から得たものを、この後どのように生かし、そして育成につなげられるのか、続いての質問です。

青少年リーダー育成推進で養われたものを、将来当市にどう生かそうとしているのかお聞かせください。

## 中村兼次教育部長

青少年育成に関する事業の成果等につきましては、青少年リーダー育成推進事業としてキャンプ等による探求学習を通し、自ら考え自ら行動することで、個々の新たな自己発見やスキルを高めるためのノウハウを身につけることを目的としたプログラムを実施することで、次世代のリーダー育成を支援してまいりたいと考えております。

その後は、学んだことを生かすためにキャンプ参加者が再び集う交流会を開催し、異学年でも共に気遣う姿勢やキャンプ地で得た気づきを思い起こさせるフォローアップ活動を行います。

日常生活の中で、こうしたキャンプ体験で高まった意識を重ね合わせることで、一層のリーダー意識を高めていただきたいというふうに考えております。そして、リーダーとしての資質や自覚を高めた後には、短期的なプロセスといたしましては、市子連行事である群馬県館林市との交流事業に市の代表児童の一員として参加をしていただき、館林の代表児童との交流を想定しているところです。

また、長期的なプロセスといたしましては、適切な年齢に達したときに、今度は指導者やスタッフとしてキャンプへの参加や市子連の事業にも関わっていただくなど、同世代のリーダーとして活躍することを期待しているところです。

## 山村 尚

青少年の育成を所管する部署とは異なる部署で、高校生の探求活動支援事業が行われています。探求活動については、市内の高校で行われているものとして前

回の一般質問で取り上げました。これも青少年育成の取組の一つかと思います。

また、18歳を超えてしまいますが、1月に行われた二十歳のつどいの運営委員の方々も、同世代のリーダーとしての活躍が期待されます。様々な経験から問題意識が芽生え、問う力を養う、発生した問題に対し協力し合い、その解決策を見つけて、協力する姿勢、解決力が養われます。

現時点では、高校生探求活動支援事業、カードのキャラクター制作によるふるさと納税返礼品及び運営委員としての参加が、成果を当市に結びつける事例となっています。

今回の答弁では、キャンプに参加した子どもたちを指導者やスタッフなど同世代のリーダーとして活躍を期待しているとのことでしたが、個々の取組の到達目標は同じものです。取組のパイを増やし、それをどのような方法で、どう生かしていくのか、しっかりとした計画の基、実行していただきたいと考えます。地域再生の大きな糧となるはずです。

続いての質問です。

当市の青少年育成にご尽力いただいている青少年育成支部、これは市民会議と呼ばれていますが、龍ヶ崎の青少年育成支部について、支部数、役員数、それぞれの増減傾向及び活動状況を、加えて、その増減に対する所感をお聞かせください。

### 中村兼次教育部長

青少年育成龍ヶ崎市民会議は、青少年の健全育成に対して、市民が一体となって次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図ることを目的に設置しているところです。

この市民会議は、現在13支部、125名の役員が活動しており、その主な活動内容ですが、毎年7月と11月に、小学校、コミュニティセンターと市内の3か所のショッピングセンターで、あいさつ・声かけ運動の啓発キャンペーンを実施しているところです。

特に、7月の支部キャンペーンでは、各地区のコミュニティセンターや、協力していただける個人宅の敷地等へのぼり旗を設置し、地域に根づいた運動を展開しております。

また、毎年11月と3月の第一日曜日を基準日として実施されておりますわがまちクリーン大作戦において、交付されるまちづくりポイントシールを貼り付けるポイント手帳を市民会議独自に作成、配布を行い、親子での参加を促すなど、その啓発にも努めているところです。

各支部における活動状況として、八原、馴染支部については、環境美化活動の一環として花いっぱい運動への参加、他の支部においても、クリーン大作戦や地域防災訓練へ参加することで地域住民とのつながりを保つ活動を行っております。

次に、役員数についてですが、役員の高齢化や現役世代の定年延長により、減少をしております。また、地域の担い手が不足したため、令和3年度に一つの支部が減少し、また今年度をもって活動終了する支部があることから、市民会議の在り方につきましては検証を行いつつ、今後何らかの対策を講じていかなければならないものこのように考えているところです。

## 山村 尚

地区によって八原、馴柴は活発に動いているというお話でした。馴柴地区に関しては、市民活動団体が解散してしまうという危機感あります、はい。

市民活動の在り方について、対策を講じる時期と今危機感が感じられるご答弁がありました。市民会議の支部は市内に13あるとのことでしたが、現在小学校統廃合前の小学校区単位で市民会議支部があり、私の知る範囲で主に小学校で活動されています。小学校の統廃合により支部だけが残っている地区もあるようです。

また、形骸化してしまい、活動されていない支部もあると伺いました。私が住む馴柴エリアは活動されている方の高齢化により今年度で活動を終了してしまうと伺いました。とても残念です。同様の理由で、市内から市民会議の支部が消滅してしまうのではないかと危惧しています。これに対し、今後どのような対策を講じようとしているのか行政は問われています。

青少年をどう育成するかについては、これまでイベントの場を大人が用意し、青少年がそこで活動するスタイルでした。これからは大人の伴走により、青少年自身に物事への関心、問題意識を持つように導き、解決する方法を一緒に考えていくスタイルになるのではないかなと考えます。

中学生、高校生世代の育成が特に弱く、また市民会議が縮小している背景がある中、青少年育成について当市の課題は何だと考えていますか。また、今後どのようにしていきたいとお考えかお聞かせください。

## 中村兼次教育部長

青少年育成に関する課題といたしましては、青少年の地域との関わりが希薄になりがちな昨今にありましては、家庭、学校、地域が連携し、これを支援していく必要があると考えているところです。

今後は、青少年の地域との関わりを深めるための手法として、青少年関係団体に対する地域活動を継続して支援するとともに、令和6年度から試行的に導入を予定しておりますコミュニティスクールなどが、家庭や学校、地域とが連携して、青少年の健全育成を担っていただけるのではないかと考えているところです。また、次世代の担い手となる青少年、特に義務教育を終えて青年年齢に達する間の16歳から18歳に対する育成支援については、多くの人と触れ合いながら、様々な活動、交流ができるような機運を醸成し、地域社会との関わり方、法則等も含めまして、今後研究していく必要があるものというふうに考えているところです。

## 山村 尚

国が導入を進めているコミュニティスクール、これは学校外に関し、地域の人に参加し、地域の人と一体となって特色ある学校づくりを進めていく、学校運営協議会制度です。当市では、馴柴小学校がモデル校として始まっています。15名以下の委員で構成され、小・中学校の学校長、PTA、学校評議委員、市民会議のメンバー、民生委員も委員に加わっていると伺いました。学校の運営方針の承認、学校の運営に関する意見、教職員の任用に関する意見を協議会が有する権限として持っており、委員長は協議で決定されるそうです。

馴柴小では、協議会が数回行われ、第1回目の会議では、様々な意見、課題が出たとお聞きしました。

まず、初回の開催時期について、第1回目が6月に開催されましたが、協議によりお金が伴う修正内容が決定された際、予算を取れているのか、また、新年度4月には学校の運営方針が既に決定されているが、6月の協議会で承認されなかった場合、その修正は可能なのか。

次に、委員について、学校の方針決定をする学校長が承認する立場の委員にすることに問題はないのか、また、委員は1年ごとの改選だが、学校長が替わること、委員が毎年替わることで、運営方針の決定に問題はないのか。

続いて、施策、運営について、小・中学校の統廃合が進み、地域の学校がなくなったとき、これまであった協議会はどうなるのか。また、コミュニティスクールは、あくまで学校の運営方針を承認する協議会であり、活動を主体とする団体とは別だが、コミュニティスクールからそれが生まれるのか。

モデル校の検証では、この疑問や課題が抽出されたと伺いました。コミュニティスクールの目的や導入には賛同しますが、しっかりとした仕組みづくりが必要と感じます。

栃木県の自治体の事例では、高校生や大学生が委員として参加しています。また、協議会から派生した活動、グループに中学生がボランティアとして参加しているというお話もある自治体で聞きました。

市民団体の状況、青少年の育成、コミュニティスクールの方向性より、委員や活動者に高校生、大学生を含めてはいかがでしょうか。青少年の育成にとどまらず、地域課題の解決にもつながります。

茨城県教育委員会は、令和3年6月から県立高校2校でコミュニティスクールを導入しています。学校と地域が連携を強化し、協働による地域人材の育成を目的としています。コミュニティスクールで人材育成、すなわち高校生を育成するということです。繰り返しになりますが、コミュニティスクールの仕組みをしっかりと考え、そこに青少年が加わることで青少年の育成につながり、市民会議支部に関する問題解決へもつながります。モデル校での検証により課題は明確となったので、しっかりと検討を進めていっていただきたいと思います。

続いての質問です。

続いての質問は、地域福祉についてです。

地域福祉とは、制度による福祉サービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みがあること。地域における公と民との横のつながりを深めながら、福祉コミュニティづくりを目指していくこと、これらを指します。

地域福祉の中で、住民が安心した日常生活を送れるのは、公と民のつなぎ役である民生委員児童委員がいること、社会福祉協議会があることと言っても過言ではなく、地域福祉にとって重要な存在であります。以降、社会福祉協議会を社協、民生委員児童委員を民生委員とします。

今回の質問では、地域福祉の充実には何が必要で、当市にとって何が足りないのか、大きい題目の一つ目では、社協や民生委員の活動を効果的に市としてどう

推進、支援していくのか、これについて質問したいと思います。

日々、様々な場で、社協の職員の方、民生委員の方とお会いすることがよくあります。福祉関係のイベント、市役所庁内、幾つかの会議でお目にかかることもあり、地域のために活動してくださっています。

では、社協、民生委員の活動にはどのようなものがあるのか、その内容についてお聞かせください。また、重複する活動内容についてもお聞かせください。

### 荒槇由美福祉部長

初めに、市社会福祉協議会の役割や取組についてお答えをいたします。

当該協議会の定款では、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画などが規定されているところです。

次に、民生委員児童委員ですが、民生委員法第14条では、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどの職務が規定されているところです。

このように、当該協議会、民生委員児童委員、いずれも福祉の増進を目的として事業や活動に取り組んでいただいているところでございます。

### 山村 尚

社会福祉協議会の活動内容は様々なものがあるから、大きな定款というレベルでお話しされたと思うんですけども、社会福祉協議会は、社会福祉法人という法人格を持った公的な性格を持つ民間の団体で、社会福祉法第109条では、答弁にあった職務以外で社会福祉を目的とする事業に関する普及、宣伝、連絡等も役割の一つとしています。

社会福祉協議会の活動内容には、外出が難しい高齢者や障がい者の見守り、困りごと解決のため関係団体とつなぐ役割、ボランティア活動のサポート、住民の交流の場や居場所づくり、配食サービス、移動サービス、小規模修繕などのお助けサービス、お金の貸付け、福祉に関するイベントの開催などがあります。

一方、民生委員は、ご答弁にあった内容以外で、生活に関する相談に応じ、助言や援助であったり、社会福祉事業所と連携し、事業または活動を支援する、これらが民生委員法第14条に規定されており、また、民生委員が兼務する児童委員の職務は、児童福祉法第117条で規定されています。重複する活動としては対象者の見守り活動があります。

答弁にもございましたが、民生委員と社協とでは立場や役割は異なりますが、地域福祉の増進を共通する活動目的としています。共通した目的の実現には、双方の連携が重要と考えますが、それに当たり、双方の情報共有はどのようになっているのか、共有の場、共有内容、共有する周期についてお聞かせください。

### 荒槇由美福祉部長

市社会福祉協議会では、当該協議会の新規事業や事業内容に変更があった場合、民生委員児童委員の一斉改選が行われた場合などにおいて、各地区の民生委員児童委員の定例会開催時に必要に応じて職員が出席して説明を行うことで情報共有を図っているとのことでした。

また、当該協議会の役員として理事や評議委員の職についている民生委員児童委員がおられますので、代表の方とはなりますが、理事会などを通じて当該協議会に係る事業計画等について情報共有を行っていると同っております。

## 山村 尚

組織の役員さんにお話を伺ったところ、事業内容についての説明はあるが、相互協力等の組織間連携について協議は行われていないと伺いました。また、社協の新規事業や事業内容の変更があった際にその事業内容を説明されているとのことでしたが、そうであるならば、新規事業や事業内容の変更が数年間なければ、説明の場が数年間設けられない、その間に新たに民生委員を委嘱された方は、活動内容についてそれを知る機会がない、さらには、社協が定期的に開催しているイベントの開催を民生委員が知る機会もなく、結果、関わるできないということになります。

例えば、今週末に開催が予定されている福祉祭り、これは福祉を共通の目的としていますが、民生委員さんにチラシによる案内しかされていないと伺いました。共有は表面的なものであり、連携、協働について改善が必要と考えます。

さて、社協の役割、民生委員の役割は冒頭の質問で確認いたしましたが、住民と接した際に、自分たちの役割やお手伝いできることを伝えたり、福祉に関する自分たちの役割以外のことについて質問を受け、適切に案内を求められることも多々あるかと思えます。

そこで質問です。

住民に対し、民生委員の活動内容は、社協はどのように案内し、また、社協の事業内容案内を民生委員はどのように案内をされているのかお聞かせください。

## 荒瀬由美福祉部長

本市では、毎年度、市社会福祉協議会のサービス等も含めた高齢者福祉サービスに関する案内パンフレットを作成し、民生委員児童委員の皆さんの活動にお役立ていただけるようお配りしております。

当該協議会の取組等につきましては、先ほど会議への出席や案内パンフレット等を通じて、民生委員児童委員の皆さんに情報共有を図っているところでございます。

## 山村 尚

社協の活動が書かれているパンフレット、これを民生委員さんに配っている、また、社協の事業内容に変更があった際、説明している、なので民生委員さんは認識されているはずだとのことでした。

社協の活動には、障がい者を対象とした活動も配られていますが、障がい者向けの社協活動が書かれているパンフレットはなく、また、配られているパンフレ

ットの内容を見てみると、社協の活動に関する記載は1ページのみしか書かれていません。この情報だけで、民生委員が社協の活動を住民に案内することができるのか、活動内容を把握しているのか、疑問を持ちます。

また、民生委員の活動を社協が住民に案内しているのかについて答弁ありませんでしたが、例えば、社協が開催している交流の場で、支援を必要とする方を社協の職員が知った際に、要支援プランの登録を行うことで災害発生時には民生委員さんに安否確認していただけますよ、などの案内がされるべきではないのか。同様に、交流の場で福祉サービスを利用したい方を社協の職員が知ることになって、その方が市役所に出向くのが難しい状態とした場合、民生委員さんがサービスに関する手続の援助をしますよ、と案内されるべきではと考えます。

様々な状況下で相互に事業の内容を知り、案内できる体制となっているべきと考えます。住民に対し、相互に福祉に関する案内ができるということは、利用者に安心感を与えます。福祉のサービスとは、福祉の充実とは、サービスだけではなくて住民に安心感を与えること、安心感を持ってもらうことも忘れないでください。

続いての質問です。

社協、民生委員相互の協力体制について、現時点でどのようにお考えかお聞かせください。

#### 荒槇由美福祉部長

市社会福祉協議会、民生委員児童委員、いずれも福祉の増進を目的として事業や活動に取り組んでいただいていることから、相互の連携、協力体制の強化は、それぞれの取組の効果を高めることができるものであると考えております。

先ほどお答えしましたように、それぞれの会議への出席に加えて、民生委員児童委員が個人的に当該協議会の事業に協力をしているケースなどもありますので、これらを考慮しますと、現在においても一定の連携、協力体制は構築されているものと考えているところでございます。

今後につきましては、議員からのご指摘を踏まえ、両者の連携、協力体制がより一層図られるよう、市としても支援に努めてまいりたいと考えております。

#### 山村 尚

古くから社協が行っているふれ愛給食活動や赤い羽根募金活動などに、民生委員が一個人としてボランティア協力していると伺いました。また、一方で、来年度開始予定の社協による移送事業について、ドライバーの方が集まりにくい状況を知ってか、民生委員の役員の方から、依頼があればお手伝いも検討したい旨のお話を伺いました。本来、民生委員の役割ではないので、これも個人的なボランティアとなる可能性は大きいのですが、協力したい、協力してほしいの連携が、今現在取れているように感じません。

社協、民生委員の連携に関する事例を二つ、目にしました。

一つ目が、災害対策の連携。民生委員は、年に1回独り暮らしの高齢者の生活状態調査を行政から依頼されて行っています。その際、対象者から災害が起きたときや何か緊急事態が起きたとき、社協に名簿を出してもよいという同意書に署

名、印をもらい、結果、災害発生時に社協職員が独り暮らしの高齢者宅を訪問することができるようになった。

二つ目が、連携による重複した見守り活動。民生委員が対象者を月に1回見守り、さらに社協の福祉協力員がもう一度訪問して見守りを強化、現況を共有する仕組み、このような自治体の事例もございました。

昨今、見守りを必要とされる方が増加する中、社協と民生委員の連携、協力は、近年起こり得る様々な問題に対し、大きな意味を持ちます。ご答弁にもありましたが、一層の連携協力体制の具体策について、社協のみならず双方での検討が必要と考えます。

大きい題目二つ目の質問です。

地域福祉を充実するに当たり、地区社協というものがございます。地区社協とは、福祉コミュニティーづくりに欠かせない市民相互組織で、法人格を持つ市社協との協働で、地域福祉所を進める組織を指します。法的な位置づけはありませんが、おおむね小学校区を単位として存在し、地域住民と話し合い、地域課題の発見、解決策を考え、また、具体的な活動も行う組織です。

そこで質問です。

地区社協の県内の設置状況をお聞かせください。

### 荒瀬由美福祉部長

地区社会福祉協議会、略称、地区社協は、市社会福祉協議会のように法的位置づけのある組織ではなく、地域の方を中心に、地域における福祉課題への対応や福祉のまちづくりの実現に向けて様々な福祉活動を行う任意団体です。

議員のご質問についてですが、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会が発行しております茨城県内社会福祉協議会事業概要及び職員設置状況調査データブック2023による地区社協も含めた地域福祉基礎組織等でお答えいたしますと、令和5年4月1日現在における設置状況は、県内21市町村で363となっております。

### 山村 尚

私もこの資料見ました。近隣市町村では、牛久市が設置単位を小学校区として八つ、守谷市では、設置単位を旧町村区、開発公団地区とし六つあります。茨城県全体では、45市町村中21の市町村で363あり、一方千葉県では、2019年の県の発行資料を見てみると、県内54の市町村で550を超える地区社協があると書かれています。任意団体であるため、正確な数は把握できていないとしながらも、茨城県と比較し地域福祉への力の入れ具合に差を感じます。

続いての質問です。

平成29年3月に龍ヶ崎第2期福祉計画が策定され、令和4年12月第3期福祉計画が策定されました。

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによる地域福祉を推進するために、人と人との顔の見える関係づくり、共に生きる社会づくりを目指す仕組みをつくる計画とされています。

地域福祉に関する基本となる計画ですが、第2期、現在の直前となる期の、計

画に対する評価はどうであったのか。特に、地域ネットワークの推進を基本施策とし、相談支援体制の確立を上げている項目では、施策の方向性として社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉関係事業所、医療機関などと連携、相談支援体制を充実させると述べられています。それに対する評価はどうであったのかお聞かせください。

### 荒瀬由美福祉部長

平成29年4月から令和4年12月までを計画期間とします龍ヶ崎市第2期地域福祉計画に登載した施策、相談支援体制の確立に対する評価についてです。

当該施策につきましては、様々な部署において設置されている相談窓口が分かりにくいなどというような課題に対応していくためのもので、具体の事業として、窓口が分かりにくいなどというような課題に対応していくためのもので、具体の事業として、窓口が分かりやすい案内表示をはじめ、高齢者や障がいのある方、子どもに係る相談窓口の充実のほか、関係機関との連携強化などを掲げたところですが、このように位置づけを行った事業につきましては、関係各課において、それぞれ目標達成に向けた取組を行ってきたところですが、近年の多様化、複雑化する相談に対応していくことが、今後の課題と捉えたところです。

このため、現在の第3期計画におきましては、相談支援体制の確立から、維持、充実へと施策の拡充を図り、福祉の相談窓口の設置を新規の取組として掲げたところです。

このような、相談窓口体制の拡充を図っていく上では、これまで以上に関係機関との連携強化が不可欠となりますことから、今後一層、市社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、地域ネットワークの推進を図ってまいりたいと考えております。

### 山村 尚

ここでは、地域ネットワーク、相談支援体制の中でも特に地域ネットワークの推進というところが重要であるということをお聞きしたいと思って質問させていただきました。これまで以上に、社協を含めた関係機関との連携を重視しなければ、福祉新保健センターに新設される福祉の総合相談窓口の取組は成り立ちませんよということでした。

今の答弁に、民生委員の組織が関係機関として述べられていませんでしたが、民生委員の役割には、社会福祉事業者と連携、福祉事務所関係行政機関の業務協力がある以上、民生委員協議会が含まれるのではと考えます。

地域福祉への力の入れ具合が強い千葉県の自治体の多くは、民生委員の事務局が社会福祉協議会に置かれています。また、香取市のように事務局を市役所の福祉担当部署としながらも、民生委員が地区社協の運営委員として参加している事例もございます。社協と民生委員は地区社協を通して直接的なつながりを持っているということです。龍ヶ崎市では、社協と民生委員の密接なつながりがなく、福祉担当部署が双方の結節点の役割を果たしています。

さきの答弁で、連携協力体制の具体策検討を社協をお願いしていくとありましたが、当該部署、福祉担当部署ですね、ここがコントロールをしなければつな

りは実現しません。組織、団体の連携は、コーディネートをしっかりしなければその力は十分発揮されません。担当課でのしっかりとしたコーディネートをお願いいたします。

続いての質問です。

地区社協の定義については先ほどお話ししましたが、地域福祉の充実には、地区社協の位置づけに相当する組織があることが重要かと考えます。

そこで質問です。

地区社協の設置に対する考えをお聞かせください。

### 荒槇由美福祉部長

本市では、平成25年度から令和元年度にかけて、コミュニティセンターを単位とする地域コミュニティ協議会が13地区の全てにおいて設立され、全ての協議会において福祉に関する委員会の発足または福祉に関する取組が行われている現状でございます。また、このような中で市社会福祉協議会では、13地区全ての協議会に担当職員を配置し、協議会や委員会での取組のサポートを行っている状況でございます。

議員ご質問の地区社協については、先ほどのとおり地域の方を中心とした福祉活動を行う任意団体であることを考慮すると、新たに市社会福祉協議会が地区社協を設置する場合には、既存の協議会や委員会との役割などのすみ分けが困難であることが想定されるところでございます。このため、既存の地域コミュニティ協議会の仕組みの中で、地区社協的な役割も担っていただけますよう、今後は、市社会福祉協議会の担当職員によるサポート体制の強化を図っていくことが望ましいと考えております。

### 山村 尚

地区社協を設置するとした場合、現在の小学校単位である地域コミュニティ協議会が適当と考えるけれども、当市の協議会はほかの自治体に先駆けて設立され、またそこには福祉委員会が存在すると。また、社協からふれあいネットワーク担当職員1名が配置されていて、生活支援コーディネーターの役割を今後果たしていく。これらから、既にある組織機能と重複してしまうとのことでした。

ご答弁にあったように、担当職員のサポート強化を図るのがよいと私も考えます。しかし、ご答弁にもあった委員会、これは福祉関係の委員会を指しますけれども、委員会の活動内容には現在ばらつきがあります、とヒアリング時に伺いました。また、社協から出向している担当職員が十分に発言できる環境となっていないなどの課題も伺いました。この課題のクリアがまずは重要です。地域福祉の充実を目指し、福祉と地域づくりの推進を所管する部署、社協、地域コミュニティ協議会での協議が必要です。

最後の質問です。

第3期地域福祉計画では、地域福祉への意識を育む取組として地域活動への理解を促す取組、これを実施するとあります。この取組を具体的にどのように行おうとしているのかお聞かせください。

### 菅沼秀之市民経済部長

本市の第3期地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画では、地域福祉を担う人づくりに関する現状と課題として、地域コミュニティ協議会や住民自治組織は、高齢化やご近所づきあいの希薄化などによる担い手不足の影響により、今後の組織運営などに課題があると示しております。

これを踏まえた今後の施策の方向性について、同計画では、地域住民が地域活動の必要性を知ることで、地域活動全般が維持継続されることを目指すとしています。具体的な取組についてでございますが、広報紙りゅうほ一令和5年8月前半号時、地域活動への理解を促すため、住民自治組織の加入率や取組などを掲載し、広く周知に努めたところでございます。

また、各地域コミュニティ協議会では、福祉や健康分野に関する委員会等を立ち上げ、地域の特性に応じ取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、住民自治組織や地域コミュニティ協議会などと連携を図りながら、市民の皆さんが地域福祉をはじめとした地域活動について理解を促す機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

### 山村 尚

さきの質問でも述べましたが、地域福祉の実現に向けた関連組織として、地域コミュニティ協議会が大きく関係すると思います。

第3期地域福祉計画に書かれている内容は、地域福祉に対し活動への理解を促すこと、言わば、社協の担当職員、生活支援コーディネーターの存在意味を地域コミュニティ協議会で理解してもらい、充実した地域福祉を目指す、これを意味する内容かと思えます。

12月の一般質問でもお話しさせていただきましたが、これからの様々な地域課題、解決には、地域コミュニティが必要となります。福祉の充実は、行政、関係団体、地域の協力がなければ実現しません。地域福祉を地域コミュニティーに根づかせるのに時間がかかるかもしれませんが、課題を一つ一つどのように解決していくのか、検討を進め前進していただくようお願いします。